

『当院で満たす施設基準及び加算に関する揭示』について

① 地方厚生（支）局長への届出事項について

当センターでは、以下の診療報酬上の項目について、関東信越厚生局神奈川事務所に届け出ております。

○電子的診療情報連携体制整備加算 3

当センターでは、電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に揭示しています。

○院内トリアージ実施体制加算

当センターにおいては、症状の緊急性を適切に判断するため、来院時に看護師等の医療スタッフが状態を確認し、診察の優先順位を決定する院内トリアージを実施しています。そのため受付順ではなく緊急度や重症度に応じて診察の順番が前後する場合があります。

② 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・紙おむつ代（小） 1 枚につき 1 0 0 円
- ・紙おむつ代（大） 1 枚につき 2 0 0 円
- ・容器代 1 個につき 1 0 0 円

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。